人事行政の運営状況

区の人事行政に関し、公正性・透明性を高めることを目的として、「荒川区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、職員の定数・給与等の状況をお知らせします。

※特に記載がない場合は、令和元年度の状況です
※令和２年特別区人事委員会勧告に基づく給与改定前の金額を掲載しています
※特別区人事委員会の業務状況は、荒川区ホームページから閲覧できます

［問合せ］職員課人事係　☎内線２２３１

職員数

1部門別職員数の状況と主な増減理由　（単位：人）各年４月１日現在

		職員数 令和元年	職員数 令和2年	対前年増減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	11	11	——	——
	総務	334	348	14	育休代替任期付職員の増等
	税務	59	58	△1	特別区税務課長会幹事業務終了
	民生	588	628	40	子ども家庭総合センター開設等
	衛生	238	242	4	新型コロナウイルス感染症対応等
	労働	2	3	1	一般任期付職員の増
	商工	35	36	1	ふらっとにっぽり開設準備
	土木	160	161	1	執行体制の見直し
	小計	1427(60)	1487(41)	60(△19)	——
特別行政部門	教育	194(5)	194(7)	0(2)	——
公営企業等会計部門	国民健康保険事業等	81(2)	86(2)	5(0)	育休代替任期付職員の増等
合計		1702(67)	1767(50)	65(△17)	——

※区長等の特別職および臨時・非常勤職員を除く
※育児休業代替任期付職員、荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む
※（　）は、再任用短時間勤務職員で外数

2定員の適正化

区では、昭和58年度以降、行財政改革に積極的に取り組み、職員定数の適正化を図っています。今後も執行体制や事業のあり方を検討する等、適正な定員管理に努めます。

職員の任免

1職員の新規採用状況　（単位：人）

区分	行政系	技術系	医療系	幼稚園教育職員	合計
採用者数	74	7	4	3	88

2昇任選考・能力実証の状況　（単位：人）

区分	管理職	課長補佐	係長	主任	技能主任
有資格者	427	67	350	330	31
合格者	5	0	23	40	2

3障がい者の雇用状況　令和元年６月１日現在

［障がい者数］47人
［実雇用率］2.83%

※障害者の雇用の促進等に関する法律第40条に基づく厚生労働大臣への「障害者任免状況通報書」から
※法定雇用率は2.50%

4職員の事由別退職者数　（単位：人）

定年退職	勧奨退職	任期満了	その他	計
46	2	24	19	91

職員の勤務時間、分限および懲戒処分

1職員の勤務時間等

区分	１週間の正規の勤務時間	勤務時間	週休日
本庁	38時間45分	午前８時30分～午後５時15分	土・日曜日
交替制勤務（例：図書館）	４週を通じ、１週間につき平均38時間45分	午前８時30分～午後７時45分	４週間を通じて８日

※職務の性質・施設の開館日・開館時間帯等により時間差勤務・交替制勤務を行っている職場がある

2一般職員の年次有給休暇の取得状況

［平均取得日数］12.8日

※「勤務条件等に関する調査」から（対象期間は平成31年４月１日～令和２年３月31日）

3育児休業、部分休業および配偶者同行休業の取得状況

［育児休業取得者数］59人　［部分休業取得者数］23人
［配偶者同行休業取得者数］１人

4職務専念義務の免除制度

研修を受ける場合、職員の厚生計画に参加する場合等で、任命権者の承認を得たときは、条例により職務に専念する義務が免除されます。

5職員の分限および懲戒処分

職員が病気等の一定の事由により、その職務を十分に果たせない場合等に、免職・降任・休職・降給の分限処分を行います。また、法令違反等の一定の義務違反があった場合に、免職・停職・減給・戒告の懲戒処分を行います。令和元年度の分限処分者は34人、懲戒処分者は０人でした。

職員の服務

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことが地方公務員法に規定されており、その実現のため、「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」、「信用失墜行為の禁止」等、服務上の制約が課されています。

職員の退職管理

営利企業等に再就職した元職員は、地方公務員法により、離職前の特定の職務に関する働きかけをすることが禁止されています。

また、職員の再就職に関する取扱要綱により、退職時に管理職であった再就職者に区への届出を求めるほか、再就職の状況を公表しています。

職員の研修

公務員として求められる基本的な知識・能力に関する研修や昇任時における職層ごとの研修のほか、自らのキャリアデザインに基づき選択して受講する能力開発研修を実施しています。

▶**能力開発研修**…プレゼンテーションや折衝力、ＩＴ対応能力等、職員個々の必要性に応じた能力開発を行うための研修
▶**キャリアデザイン研修**…若手・中堅・ベテランの各キャリアステージの転換期に、自らの役割を再認識し、次のステージで力を発揮するために必要な能力を身に付けるための研修
▶**ＡＢＣ（荒川区職員ビジネスカレッジ）**…日常の業務だけでは知ることのできない幅広い分野の教養や価値観を身に付け、広範な視野や柔軟な発想力を養うこと等を目的とした組織内大学

※その他、職場研修、派遣研修等

職員の人事評価

職員自らが設定した目標に向けた取り組み、成果等を評価する評定を実施し、その結果を昇給・勤勉手当の支給率等に反映させています。

職員の福祉および利益の保護

1共済制度

地方公務員共済組合法に基づき、職員が納付する掛金と地方公共団体が支出する負担金を財源として共済組合が給付事業等を行うものです。

2厚生制度

職員の福祉の向上を図ることを目的に、特別区職員互助組合と荒川区職員互助会が、保険事業、相談事業、保養事業、給付・補助事業、貸付事業を行っています。

3公務災害補償制度

職員が公務上の災害または通勤途上に災害を受けた場合に、その災害によって生じた医療費や休業等を補償する制度です。

［公務災害］13件　［通勤災害］９件　［計］22件

4健康診断

職員の安全と健康を確保するために、法律等に基づき、各種健康診断を行っています。

職員の給与

1人件費の状況等

▶**人件費の状況**…人件費とは、一般職員に支給される給与、区長や区議会議員等の特別職に支給される給与・報酬、社会保険料の事業主負担分である共済費等の合計です

人口（令和2年4月1日現在）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費比率（B／A）
21万7167人	979億8048万9000円	24億8830万1000円	163億9969万6000円	16.7%

※数値は令和元年度普通会計決算のもの。人口は、区の住民基本台帳人口の合計

▶**職員給与費の状況**

職員数（A）	給与費 給料	給与費 職員手当	給与費 期末・勤勉手当	給与費 計（B）	一人当たり給与費（B／A）
1681人	55億5269万3000円	22億1281万3000円	26億9318万2000円	104億5868万8000円	622万1706円

※数値は令和元年度普通会計決算のもの。職員手当は、退職手当を除く。荒川区芸術文化振興財団等への派遣職員を含む

▶**ラスパイレス指数の状況**…荒川区のラスパイレス指数は、平成31年４月１日現在98.8（平成26年は99.3）です

※ラスパイレス指数とは、「地方公務員給与実態調査」および「国家公務員給与実態調査」を基に、荒川区の職員構成が国の職員構成と同じと仮定して、学歴別、経験年数別に平均給料月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の荒川区職員の給与水準を指数で示したもの

2職員の平均給与月額、初任給等の状況　※令和２年４月１日現在

▶**職員の平均年齢、平均給料月額、平均給与月額の状況**

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	39.7歳	29万4590円	41万 253円
東京都	41.8歳	31万4885円	45万7097円

技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
荒川区	54.1歳	29万6468円	39万4391円
東京都	50.3歳	29万1521円	39万7001円

※平均給与月額は、平均給料月額に諸手当（期末・勤勉手当、退職手当を除く）の平均月額を加えたもの

▶**一般行政職の初任給の状況**

区分	荒川区	国
Ⅰ類（大卒程度）	18万3700円	18万6700円
Ⅲ類（高卒程度）	14万7100円	15万 600円

▶**職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況**

区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	26万2741円	31万6383円	37万9745円
	高校卒	21万4000円（10年～11年）	23万9927円（15年～17年）	31万 357円（20年～22年）
技能労務職	高校卒	－	－	29万7975円（21年～23年）

※経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数。（　）内の年数は、対象者が少ないため、近似の経験年数の者も含めて算出したことを表したもの

▶**勤務成績の昇給への反映状況**

区分	職員数（A）	勤務成績の区分が「特に良好」・「極めて良好」に決定された職員数（B）	比率（B／A）
全職種	1767人	457人	25.9%

3給与の概要

▶**給与決定のしくみ**

一般職員の給与は、特別区人事委員会が民間企業の給与実態調査等から「職員の給与に関する報告および勧告」を行い、これに基づき区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

区長、区議会議員等の特別職の給料・報酬の額は、荒川区特別職報酬等審議会の答申に基づき、区長が条例の改正案を区議会に提出し、審議・議決を経て決定されます。

▶**給与の種類**（令和２年４月１日現在）

一般職員の給与は基本給である給料と手当で構成されています。

毎月決まって支給されるもの

▶**給料**…職種や職責の程度により、給料表と級が定められています
▶**地域手当**…民間における賃金、物価および生計費が高い地域に勤務する職員に支給される手当であり、支給率は20%となっています

※令和元年度決算の一人当たり平均支給月額は５万5753円、総額は11億7817万9000円です

▶**扶養手当**…扶養親族を有する職員に支給されます

※令和元年度決算の一人当たり平均支給年額は17万9462円、総額は9637万1000円です

扶養親族の範囲	配偶者	子	父母等
支給額	6000円	9000円	各6000円

※16～22歳の子がいる場合「子」について4000円が加算されます
※「子」のうち、「配偶者のない場合の子のうち１人」については経過措置として加算があります

▶**住居手当**…月額家賃２万7000円以上負担する世帯主等の職員に支給されます（支給額は8300円。各年度において満27歳までの者は１万8700円、満28歳から満32歳までの者は9300円をそれぞれ加算）

※令和元年度決算の一人当たり平均支給年額は15万2685円、総額は6260万1000円です

▶**通勤手当**…通勤のために交通機関または交通用具を利用する職員に支給されます（１か月当たり支給限度額は５万5000円）

※令和元年度決算の一人当たり平均支給年額は12万8103円、総額は１億7844万7000円です

▶**その他**…初任給調整手当、管理職手当等

勤務実績に応じて支給されるもの

▶**時間外勤務手当**…正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます

※令和元年度決算の一人当たり平均支給年額は31万4713円、総額は4億7867万9000円です

▶**特殊勤務手当**…著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務に従事した場合に支給される手当です。

※令和元年度決算の総額は1312万円です

▶**その他**…休日給等

一定の時期に支給されるもの

▶**期末・勤勉手当**…民間のボーナスに相当するもので、年間３回（6・12・3月期）に分けて支給されます

期末手当	勤勉手当	合計	一人当たり平均支給額
2.60月分(1.45)	2.05月分(1.00)	4.65月分(2.45)	156万9972円

※（　）内は再任用職員に係る支給割合です

▶**退職手当**…職員が退職した場合に支給されます

区分	普通退職	定年退職
最高限度支給月数	39.75月分	47.70月分
一人当たり平均支給額	47万3461円	2167万8260円

※一人当たり平均支給額は、令和元年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です

4特別職の給料・報酬等の状況　※令和２年４月１日現在

区分		月額
区長	給料	114万3000円
副区長	給料	91万7000円
教育長	給料	83万円
議長	報酬	91万7000円
副議長	報酬	78万4000円
議員	報酬	60万2000円

支給時期・支給月数		
期末手当	6月期	1.950月分
	12月期	2.000月分
	3月期	0.250月分
	計	4.200月分
	6月期	1.950月分
	12月期	2.000月分
	3月期	0.250月分
	計	4.200月分

区分		算定方式
区長	退職手当	給料月額×在職年数×500/100
副区長	退職手当	給料月額×在職年数×400/100
教育長	退職手当	給料月額×在職年数×300/100

5行政委員会の委員等および非常勤の監査委員等の報酬の状況　※令和２年４月１日現在

区分		報酬の額（月額）
教育委員会	教育長職務代理者	25万2000円
	委員	24万円
選挙管理委員会	委員長	28万6000円
	委員長職務代理者	25万2000円
	委員	24万円
監査委員	議員選出委員	14万8000円
	有識見者選出委員	28万6000円

被災地への職員派遣について

東日本大震災における被災地の復旧・復興支援のため、令和元年度末までに延べ198人の職員を派遣しています。令和元年度は岩手県釜石市に２人を派遣しました。

特別区人事委員会の業務の状況

1採用試験

実施状況　（単位：人）

採用区分			申込者数	受験者数	最終合格者数
Ⅰ類			1万5589	1万3470	2990
Ⅰ類(新方式)			203	142	61
Ⅲ類			4395	3663	476
障害者を対象とする採用選考			282	222	100
経験者	１級職		2288	1785	277
	２級職	（主任Ⅰ）	1326	1017	109
		（主任Ⅱ）	6	5	5
合計			2万4089	2万304	4018

※23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計。Ⅰ類…年齢55歳未満で、主任主事以上の在職期間が６年以上の人。Ⅱ類…年齢47歳以上56歳未満で、総括係長職の在職期間が１年以上の人

2管理職選考

実施状況

区分	有資格者数	受験者数(A)	合格者数(B)	合格率(B/A)
Ⅰ類	1万5811人	677人	145人	21.4%
Ⅱ類	811人	69人	43人	62.3%
合計	1万6622人	746人	188人	25.2%

3勤務条件に関する措置の要求の状況

措置要求とは、職員の労働基本権が一部制限されているため、その代償措置として設けられ、給与、勤務時間等に不服がある場合、特別区人事委員会に対し審査等を要求する制度です。令和元年度はありませんでした。

4不利益処分に関する不服申し立ての状況

不服申し立てとは、任命権者が職員の意に反して行った違法、不当、不利益な処分を、簡易・迅速な審査手続きにより救済する制度です。令和元年度は前年度からの継続案件が４件あり、令和２年度に継続しています。